

第48回山梨県環境保全審議会会議録

- 1 日 時 平成28年12月20日(火)午後2時00分～午後3時25分
- 2 場 所 ホテル談露館 山脈
- 3 出席者 委員(敬称略)石井信行、牛奥久代、漆原正二、風間ふたば、岸いず美、
輿水達司、小林拓、坂本昭、佐野和広、杉本光男、相馬保政、遠山若枝、永井寛
子、萩原雄二、原田重子、平山公明、藤巻光美、古屋寿隆、望月一二、山本紘治、
湯本光子、横内幸枝、渡部美由紀
- 4 傍聴者等の数 4人
- 5 次 第
 - (1) 第48回山梨県環境保全審議会
 - ア 開会
 - イ 知事あいさつ
 - ウ 新任委員の紹介
 - エ 議事
 - (2) 閉会
- 6 議事に付した事案の件名
 - (1) 会長、副会長の選出について
 - (2) 部会長、部会委員・専門委員の指名について
 - (3) 審議事項
 - ・山梨県地球温暖化対策実行計画の改定について
 - (4) 報告事項
 - ・山梨県地球温暖化対策実行計画の実施状況について

1 開 会

司

会

定刻となりましたので、ただ今から、第48回山梨県環境保全審議会を開会いたします。

まず、はじめに委員の委嘱でございますが、本来であればお一人ずつ委嘱状をお渡しすべきところではありますが、お手元に配付させていただいております。

これをもちまして、委嘱状の交付に代えさせていただきたいと存じますので、御了承願います。

2 知事あいさつ

司

会

それでは、次第に従いまして、知事からあいさつを申し上げます。

知

事

知事あいさつ

3 新委員の紹介

司

会

続きまして、今期新たに委員に就任されました皆様を御紹介いたします。

お手元の名簿を御覧ください。

幼児緑育研究会代表

岸 いず美(きし いずみ)委員

山梨県立大学 特任教授

輿水 達司(こしみず さとし)委員

山梨大学 准教授

小林 拓(こばやし ひろし)委員

公募により選任されました

坂本 昭(さかもと あきら)委員

公募により選任されました

遠山 若枝(とおやま わかえ)委員

日本労働組合総連合会山梨県連合会 事務局長

萩原 雄二(はぎはら ゆうじ)委員

山梨県弁護士会 弁護士

渡部 美由紀(わたなべ みゆき)委員

司 会	<p>以上、7名の委員が、新たに就任されました。</p> <p>知事退席 ここで、知事におきましては、他の公務のため、退席をさせていただきます。</p> <p>続きまして、議事に入る前に、本日の資料の確認をお願いします。</p> <p>事前にお送りさせていただきました資料といたしまして</p> <ul style="list-style-type: none">・ 審議事項（1）資料 山梨県地球温暖化対策実行計画の改定について・ 報告事項（1）資料 山梨県地球温暖化対策実行計画の実施状況についての2点 <p>それに、本日、お手元にお配りしました資料といたしまして</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本日の「次第」・ 「座席表」・ 山梨県環境保全審議会の審議事項等について・ 第9期山梨県環境保全審議会委員名簿・ 第9期山梨県環境保全審議会専門委員名簿 <p>以上の7点の資料がお手元にありますでしょうか。</p> <p>資料がない方は、お申し出ください。</p> <p>次に、本日の出席状況についてであります。本審議会の委員は30名です。</p> <p>本日は、そのうち、23名の出席をいただいておりますので、過半数に達しておりますので、規定（山梨県附属機関の設置に関する条例第6条2）により本審議会が成立していることを御報告いたします。</p> <p>また、本日の会議は、山梨県環境保全審議会運営規程第6条及び山梨県環境保全審議会傍聴要領に基づき、公開することとされておりますので、委員の皆様には御了解をいただきたいと存じます。</p> <p>次に、環境保全審議会の審議事項等について、事務局より、説明をさせていただきますと思います。</p>
-----	---

森林環境総務課長

資料により、森林環境総務課長が説明

4 (1) 会長、副会長の選出について

司 会

それでは、議事に入ります。

司 会

まず、「会長の選出」を議題といたします。本来であれば、仮の議長を選出して議事を進めるところですが、司会の方で、議事を進行させていただきたいと思えます。

本審議会の会長の選任につきましては、「山梨県附属機関の設置に関する条例第5条」に基づき、委員の互選によることとなっております。御提案がございましたら、お願いします。

委 員

第8期においても会長をされ、経験豊富な風間委員に引き続き会長をお願いしてはいかがでしょうか。

司 会

風間ふたば委員を会長に、という御提案をいただきましたが、他に意見がございますか。

会 場 よ り

異議なし

司 会

「異議なし」との声をいただきました。風間ふたば委員を会長に、という御提案に、御異議はございませんか。よろしければ、拍手をもって御賛同をお願いします。

拍手

司 会

ありがとうございました。

それでは、ただ今、選出されました、風間ふたば会長に、議長席にお移りいただき、一言、御挨拶をお願いします。

風間ふたば会長、議長席へ移動

会 長

風間ふたば会長、御挨拶

司 会

ありがとうございました。本審議会の議長は、会長があたることと

	<p>なっておりますので、これからの議事の進行は会長にお願いします。 風間会長、よろしくお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、議事を進行させていただきます。 「副会長」の選出についてですが、これについても委員の互選となっております。御提案がございましたら、お願いいたします。</p>
<p>委 員</p>	<p>「会長一任」</p>
<p>会 長</p>	<p>「会長一任」の御発言がございました。御異議ございませんでしょうか。</p>
<p>会 場 よ り</p>	<p>異議なし</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、副会長の選任につきましては、御一任いただきましたので、指名させていただきます。 御多忙のところ、大変恐縮でございますが、審議会の委員を長く務められている、湯本光子委員に、副会長をお願いしたいと存じます。よろしければ、拍手をもって御賛同願います。</p> <p>拍手</p> <p>ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>4 (2) 部会長、部会委員・専門委員の指名について</p>	
<p>会 長</p>	<p>次に、部会についてですが、本審議会には、「鳥獣部会」、「温泉部会」、「廃棄物部会」、「地球温暖化対策部会」、「世界遺産景観保全部会」が設置されておりますが、部会の委員及び専門委員は、条例施行規則により会長が指名することとなっております。</p> <p>そこで、鳥獣部会につきましては、</p> <p>青木 進（あおき すすむ）委員 漆原 正二（うるしはら しょうじ）委員 相馬 保政（そうま やすまさ）委員</p>

杉本 光男（すぎもと みつお）委員
藤巻 光美（ふじまき みつよし）委員
佐野 和広（さの かずひろ）委員
望月 清賢（もちづき せいき）委員
山本 紘治（やまもと こうじ）委員
湯本 光子（ゆもと みつこ）委員
横内 幸枝（よこうち ゆきえ）委員

の10名にお願いしたいと思います。

温泉部会につきましては、私のほか、

輿水 達司（こしみず さとし）委員
後藤 聡（ごとう さとし）委員
平山 公明（ひらやま きみあき）委員
山縣 然太郎（やまがた ぜんたろう）委員
渡部 美由紀（わたなべ みゆき）委員

また、専門委員として、

浅川 貴（あさかわ たかし）専門委員
石部 久壽（いしべ ひさとし）専門委員
河野 佳一郎（こうの けいいちろう）専門委員
中澤 大（なかざわ まさる）専門委員
山下 茂（やました しげる）専門委員

の10名にお願いしたいと存じますので、御了承願います。

廃棄物部会につきましては、

牛奥 久代（うしおく ひさよ）委員
岸 いず美（きし いずみ）委員
島崎 洋一（しまざき よういち）委員
永井 寛子（ながい ひろこ）委員
平山 公明（ひらやま きみあき）委員
望月 清賢（もちづき せいき）委員

また、専門委員として、

伊藤 智基（いとう ともき）専門委員
白川 恵子（しらかわ けいこ）専門委員
東原 記守（ひがしはら きしゅ）専門委員
藤波 博（ふじなみ ひろし）専門委員

の10名にお願いしたいと存じますので、御了承願います。

地球温暖化対策部会につきましては、

島崎 洋一（しまざき よういち）委員
武田 哲明（たけだ てつあき）委員

また、専門委員として、

青柳 みどり（あおやぎ みどり）専門委員
秋山 高広（あきやま たかひろ）専門委員
芦澤 公子（あしざわ きみこ）専門委員
今村 繁子（いまむら しげこ）専門委員
志村 宏司（しむら こうじ）専門委員
中田 直彰（なかだ なおあき）専門委員
中村 勇（なかむら いさむ）専門委員
宮川 幸久（みやがわ ゆきひさ）専門委員
許山 敏（もとやま さとし）専門委員
若狭 美穂子（わかさ みほこ）専門委員

の12名にお願いしたいと存じますので、御了承願います。

世界遺産景観保全部会につきましては、

石井 信行（いしい のぶゆき）委員
島崎 洋一（しまざき よういち）委員
渡部 美由紀（わたなべ みゆき）委員

また、専門委員として、

稲葉 信子（いなば のぶこ）専門委員
岡田 保良（おかだ やすよし）専門委員
北村 眞一（きたむら しんいち）専門委員

の6名にお願いしたいと存じますので、御了承願います。

次に、部会長についてですが、運営規程により、会長が指名することとなっております。

これについては、御多忙のところ誠に恐縮ではございますが、

「鳥獣部会」は、山本 紘治（やまもと こうじ）委員に、

「温泉部会」は、後藤 聡（ごとう さとし）委員に、

「廃棄物部会」は、平山 公明（ひらやま きみあき）委員に、

「地球温暖化対策部会」は、武田 哲明（たけだ てつあき）委員に、

「世界遺産景観保全部会」は、石井 信行（いしい のぶゆき）委員に

それぞれ部会長をお願いしたいと存じますので、御了承をお願いいたします。

4（3）審議事項

会 長

続いて、審議事項に移ります。

審議事項（1）の「山梨県地球温暖化対策実行計画の改定について」を議題とします。これは、山梨県地球温暖化対策条例第8条第5項に基づく審議事項です。

この件につきましては、今年度2回にわたり地球温暖化対策部会で審議が行われております。それでは、部会での審議結果について部会長から報告をお願いします。本日は、部会長が所用で欠席ですので、部会長代理をお願いします。

地球温暖化対策部会長代理

地球温暖化対策部会長代理から審議経過の報告、資料No.1により、計画概要の説明

会 長

それでは、引き続いて事務局から説明をお願いします。

エネルギー政策課長

資料No.1により、エネルギー政策課長から説明

会 長

地球温暖化対策部会からの報告が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。

委 員

別紙「山梨県地球温暖化対策実行計画（素案） 進行管理指標一覧

	<p>(案)」の6 クリーンエネルギー部門のNo.1の太陽光発電(10kW未満)導入出力に関する質問ですが、目標数値は、発電量だけでなくトータルコストで計算されているのでしょうか。太陽光パネルは寿命が2,30年であり、その廃棄にもエネルギーが必要になってくると思いますが、ここで示されている数値はそのエネルギー量を勘案しているのでしょうか。また、最近、山梨では、森林が伐採され太陽光発電が設置されることがありますが、森林が伐採された分は盛り込まれているのでしょうか。</p>
エネルギー政策課長	<p>太陽光発電の導入については、やまなしエネルギービジョンで方向性を示し、本指標は、このビジョンを踏まえて設定されています。本指標は、10kW未満の家庭用の自家消費型の太陽光発電の導入を推進する指標であり、太陽光パネルの廃棄にかかるエネルギーは計算しておりません。また、森林が伐採され太陽光発電が設置される事例については、10kW以上の事業用の太陽光発電施設に関するもので、山梨県で策定した「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」に基づき、環境、防災、景観などの観点から適正に導入するよう行政指導を行っております。</p>
委員	<p>温室効果ガス削減目標について、短期目標はマイナス18%、中期目標はマイナス26%であり、達成するのに非常に大変なことだと思います。この目標の積算根拠について確認したところ、改定素案の78頁「第3節 計画の削減目標」にある表「温室効果ガス排出量・エネルギー使用量の削減目標」で示していると思いますが、この表中にあるLPガスがプラスの目標になっており、削減目標であるにもかかわらずプラスの目標になっていることが理解できないので教えていただければと思います。</p>
エネルギー政策課長	<p>まず、排出量の計算についてですが、進行管理指標は、あくまで「見える化」し、県民にわかりやすくするために設定したもので、温室効果ガス削減目標の積算根拠ではありません。積算根拠については、改定素案の26頁に「温室効果ガスの部門別排出量」の表で示しています。産業部門、業務部門などの各部門における取り組みの積み上げが積算根拠になっており、中期目標ではマイナス26.7%、森林吸収源対策を含みますとマイナス26.4%と下がっています。森林吸収源対策は、基本的には、森林整備により二酸化炭素を削減する方向に働くのですが、本計画の期間中は間伐の実施期であり造林は</p>

	<p>非常に少ないため、マイナス26.4%となっております。また、基準となる2013年度の数値目標は、国で公表している「都道府県別エネルギー消費統計」の暫定値をベースにしております。次に、改定素案の78頁「第3節 計画の削減目標」にある表「温室効果ガス排出量・エネルギー使用量の削減目標」についてですが、これは県が事業者として取り組む「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」で設定している目標値です。LPガスがプラスの目標になっていることについては、現在、県立学校において、エアコンをガス式エアコンに切り替えております。山梨県では、甲府市、甲斐市の一部、富士吉田市の一部しか都市ガスを利用しておらず、それら以外の地域でLPガスを利用している事情があるため、電気やA重油等からLPガスに切り替えているためプラスの目標値になっているとご理解いただければと存じます。</p>
委員	<p>削減目標の中に、プラスの目標があることが理解できないのです。他のエネルギーを削減した結果としてLPガスが増えるということはあるかもしれませんが、あくまで目標なので削減しようとするのにプラスがあるのは違和感があります。</p>
エネルギー政策課長	<p>この目標については、県が事業者として、具体的に取り組む数値を示したものです。たしかに、LPガスだけを見ると目標値がプラスになっているので削減目標ではないと思いますが、電気、ガソリンなどの各種エネルギーを総合的に見るとマイナスになっています。一番の目標は、多様なエネルギーを利用しながら、温室効果ガスとエネルギー使用量を減らしていくことをご理解いただければと思います。</p>
会長	<p>今の説明でよろしいでしょうか。私なりの理解ですが、電気等の代わりにガスを使うことでメリットが大きいということであれば、電気を減らし、ガスを増やすことは望ましいという意味だと思えます。短期目標はプラス10%以内ですが、中期目標ではプラス1%以内ということで、それほど大きく増やす計画ではないかと思えます。</p>
委員	<p>生活やシステムを変えない限り、代替エネルギーが必要なのは理解しています。代替エネルギーが、より大きいエネルギーや環境負荷がかかるのでは本末転倒なので、代替えによる効果について、今後の理解を深める上で教えて頂ければと思います。要望ということで</p>

	<p>、後日で構いませんので、具体的な資料を提供していただければと思います。</p>
エネルギー政策課長	<p>本計画の基準年度は平成25年度であり、26、27年度と3カ年でLPガス化が進んだこともあり、プラスの目標に設定せざるを得ませんでした。ただ、42年度の目標は、1%以内と抑えておりますので、多様なエネルギーを利用しながら、温室効果ガスとエネルギー使用量を減らしていきたいと考えております。</p>
会長	<p>わかりました。今の委員の質問は、積算根拠の詳細なデータを教えてほしいということですので、後ほど、事務局から情報の提供をお願いします。</p>
エネルギー政策課長	<p>はい、かしこまりました。</p>
委員	<p>実行計画（改定素案）の適応策の中で、自然災害・水害の項目の方向性について、「過去の浸水実績等を考慮した優先順位による河川改修・整備」とあり、良いことだと思います。また、改定素案の65頁にある土砂災害による影響について、今後の方向性として「近年の山地災害の発生形態の変化を踏まえた山地災害危険地区の見直しを行う」とあります。これらは、実際にどのようなデータに基づき、優先順位を設定しているのか、また、どのようなデータを持っているのか教えていただきたい。</p>
エネルギー政策課長	<p>ご指摘の件については、県土整備部の治水に関する分野でございます。最近では、ゲリラ豪雨などの重篤な災害が急に発生する場合があります。そのような災害を踏まえ予測をし優先順位を設定していると聞いておりますが、詳細については、後ほど、県土整備部等に確認しまして、ご説明させていただきたいと思っております。</p>
委員	<p>可能であれば、根拠となるデータについては、県民に広く情報提供をお願いしたいと思っております。</p>
会長	<p>委員の要望としましては、情報の内容や所在、その情報を基にした河川改修の優先順位の設定方法や土石流の予測方法、根拠となるデータの公開方法などを示して欲しいということですのでよろしいでしょうか。</p>

エネルギー政策課長	<p>山梨大学の中にも、地域の防災関連を専門とするセンターがございまして、おそらく山梨県と連携し情報の取り扱いをしていると思います。その件につきましては事務局が確認して委員に連絡するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>はい、かしこまりました。</p>
委員	<p>熱エネルギーをどう賄うかということを考えていかななくてはいけないと思います。委員の意見にもありましたが、LPガスは再生可能エネルギーに変えていくのが望ましいし、太陽光発電だけでなく、太陽熱エネルギーも利用する必要があると思います。10年20年の間に技術も進歩すると思います。電気を熱に変換するとエネルギーがすぐになくなってしまうので、熱をどう賄うかということを考えていきたいと思います。</p>
エネルギー政策課長	<p>部会において、進行管理指標の中で、熱エネルギーの議論がされましたが、趣旨の捉え方が難しい面がありました。そのような点で、家庭部門の世帯あたりの灯油消費量は、熱利用観点から指標に取り入れました。業務部門の床面積当たりのエネルギー消費量は、電気だけに偏ることなくトータルエネルギーの観点から取り入れました。また、本文の46頁に、「太陽熱の利用」という項目を掲載し、普及促進を図っていきたいと考えております。エネルギー局としても太陽熱の利用について支援し、二酸化炭素削減につなげていきたいと考えています。</p>
委員	<p>民生部門での排出量は、1990年から2013年の間で56%増加しています。ゴミの分別、雨水排水の利用、レジ袋の使用など、家庭での地道な取り組みはやっておりますが、県民全てに対しての普及は弱いのです。労力に対しての評価とそれに対しての広がりには考えられてきていない気がします。今回の計画の改定を機に、新しい切り口で、マイレージ対策や地産地消の考え方が前面に出てきても良いのではないかと思いました。県民一人ひとりの取り組みについて、もう少し切り込んでいただきたいと思います。また、県民のための冊子や目標でありますから、一人ひとり説得できるような、取り組みが可能なところを取り上げてもらいたいと思います。</p>
エネルギー政策課長	<p>家庭部門につきましては、本当に身近な部門でございまして、指標に</p>

	<p>つきましても、マイバックや環境家計簿など、県民にわかりやすく、取り組みの励みになる指標を加えたところであります。また、県民が身近なところから実践できるように「ガイドブック編」を作成しました。さらに、県の取り組みとしまして、「エコライフ県民運動」や「やまなし省エネ県民運動」を両輪として、より一層力を入れていきたいと考えております。このような地に足がついた取り組みをすることにより、本計画の実効性を担保していきたいと考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>いろいろとご意見をいただきましたが、本審議会後、庁議、パブコメ、部会を経て、最終的には3月の審議会で決定ということですので、本日の意見を踏まえたものを次回提案していただくということで、審議事項(1)の「山梨県地球温暖化対策実行計画の改定について」は、基本的に了解ということによろしいでしょうか。</p> <p>異議なし</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、知事からの諮問に対し、当審議会として、そのように答申したいと思えます。</p> <p>続いて、報告事項に移ります。</p> <p>報告事項(1)の「山梨県地球温暖化対策実行計画の実施状況について」を議題とします。これは、山梨県地球温暖化対策条例第9条に基づく報告事項です。</p> <p>この件について、部会長代理から説明をお願いします。</p>
<p>地球温暖化対策部会長代理</p>	<p>報告事項(1)資料により、地球温暖化対策部会長代理が説明、報告</p>
<p>エネルギー政策課長</p>	<p>詳細について、エネルギー政策課長が報告</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>御質問、御意見がありましたらお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>物事にはプラスとマイナスがありますので、マイナス面も紹介していただきたいと思えます。例えば、先程の太陽光発電の件や、自動車を買った場合における古い車についてはどうなのか、また、森林についても植林後の使われ方はどうなのか、東京オリンピックのために売り込むことも考えられていますが、オリンピック終了後</p>

<p>会 長</p> <p>司 会</p>	<p>はどうするかなど、そのような様々な課題も一緒に紹介していただければわかりやすいと思います。</p> <p>今の意見に関して、全てについて返答することは難しいとは思いますが、課題については、率直に提示してもらいたいということだと思います。</p> <p>報告事項(1)の「山梨県地球温暖化対策実行計画の実施状況について」、事務局から報告がありました。</p> <p>それでは、本日の議事については、以上で終了いたします。</p> <p>委員の皆様には、議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。次第の「4 議事」については、以上で終了しました。風間会長には、議事の円滑な進行、ありがとうございました。</p>
<p>5 閉会</p>	
<p>司 会</p>	<p>本日予定いたしました日程は、全て終了いたしました。委員の皆様には御審議、ありがとうございました。これをもちまして「第48回山梨県環境保全審議会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。</p>